



お知らせ

にこにこ甘楽より
業務時間のお知らせ



「商工会夏祭り」および「甘楽町花火大会」の開催に伴い、にこにこ甘楽(甘楽町多世代サポートセンター)の業務時間は次のとおりとなります。

◎夏祭り・花火大会が14日(水)の場合
窓口業務(健康課・福祉課)

午前8時30分～午後5時15分

※水曜日延長業務は行いません。

入浴施設 午前10時～午後5時

(最終受付:午後4時30分)

◎夏祭り・花火大会が翌日15日(木)に延期となった場合

窓口業務(健康課・福祉課)

14日(水)は通常どおり午後7時15分まで水曜日延長業務を行います。

入浴施設 14日(水)は通常どおり午後6時まで営業します。15日(木)の営業終了時間は午後5時(最終受付:午後4時30分)となります。

問い合わせ

にこにこ甘楽 健康課・福祉課

(67) 7655 (代表)

甘楽町社会福祉協議会

(74) 5700



詳しくはこちら

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内



◎児童扶養手当

支給資格者 次の①～⑨の支給要件に該当する18歳以下の児童(障

がいがある場合は20歳未満)を養育している母か父、または父母に代わって養育している人

※支給期間は、児童が18歳になった年度の末日まで(児童に障がいがある場合は20歳未満)となります。

①父母が離婚

②父または母が死亡

③父または母が重度の障がい者

④父または母の生死が不明

⑤父または母から1年以上遺棄

⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

⑦父または母が1年以上拘禁

⑧未婚の母の子

⑨父母ともに不明(孤児など)

◎特別児童扶養手当

支給資格者 身体または精神にある程度以上の障がいがある児童

(20歳未満)を監護している父か母、または養育している人

※共通事項

◆所得制限限度額を超える場合は支給されません。

◆児童が障がいを事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。



※支給要件を満たしていて受給していない人は、福祉係までご相談ください。

■現況届・所得状況届を忘れずに

すでに受給している人は、毎年8月に現況届・所得状況届の提出が必要のため、忘れずに手続きしてください。

問い合わせ にこにこ甘楽

福祉課福祉係

(67) 5162



児童扶養手当



特別児童扶養手当

ひとり親家庭などの
受験料・模擬試験料補助



対象者 次の全てに該当する人

◇県内の町村に在住

◇児童扶養手当受給世帯相当、低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)

◇今年度、高校3年生または中学3年生など受験資格を持つ、申請時点で20歳未満の子の養育者

対象経費 今年度に支払った次の

費用(1人あたり上限額)

①大学、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4年時)などを受験する際に支払う受験料…5万3000円

②進学に向けて受験する模擬試験料…高校3年生(8000円)、中学3年生(6000円)

申請方法

◇申請方法や申請窓口、必要書類などの詳細は現時点で未定のため、決まり次第、群馬県ホームページなどで周知します。

◇申請には受験校名、模擬試験名、受験料の領収金額、受験者名または支払者名が必要となるため、申請まで大切に保管してください。

問い合わせ

福祉課福祉係

(67) 5162



群馬県ホームページ

